

高等学校学習指導要領案の批判的検討をすすめ、教育課程編成のとりくみを開かれた参加と共同の学校づくりに生かしましょう

- 文部科学省の高等学校学習指導要領案発表についての談話 -

2008年12月24日

日本高等学校教職員組合（日高教）

教文部長 佐古田 博

1. はじめに

文部科学省は12月22日、中央教育審議会（中教審）を開催し、高等学校学習指導要領案（以下「要領案」）を発表しました。来年の2～3月に官報告示するとしており、1999年（平成11年）3月以来の改訂となります。

本来、学習指導要領とは「教育課程の基準」であり、「要領案」の総則の冒頭でも「各学校においては、...地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するもの」と述べています。教育課程の編成は、この文章のとおり、生徒や学校の実態を分析し、教育課題を明らかにしながら今後どのような教育活動を展開するか、その基本設計図をつくりあげることです。教育の主体者である子どもたち、父母、地域住民と教職員が意見を交えながら一つひとつの学校から教育課程を創造していくとみえます。参加と共同の学校づくりを前進させる教育課程づくりの大きなチャンスであり、全国の高等学校でそうしたとりくみが前進することをよびかけたいと思います。

2. 「要領案」には重大な問題点があります。批判的検討を積極的にすすめましょう。

（1）学習指導要領全体は2013年度からの実施としながら、前回の改訂に比べて大幅に先行して実施する内容を増やしていることは重大です。「総則」「総合的な学習の時間」「特別活動」（2010年度から実施）、「数学」「理科」（2012年度から学年進行で実施）、「保健体育」「芸術」など（2010年度からの実施が可能）などです。改訂の中心部分は前倒しで先行実施するとし、納得できる根拠も明確にされていません。これは先に触れた教育課程編成のとりくみから考えて、しっかりと時間をかけた分析・検討の機会を奪い、多くの関係者の参加と共同で教育課程づくりをすすめていねいなとりくみを阻害するものです。この点について文部科学省に再考を求めます。

（2）総則の冒頭では、「教育基本法及び学校教育法その他の法令...に従い」と改悪教育基本法と改悪教育三法にもとづくものであることを強調した上で、「生きる力」をはぐくむこと、道徳教育、食育・体力向上・安全・心身の健康の指導、体験的学習と勤労観・職業観の育成の4点を今回の改訂の重点としています。

これは、現行学習指導要領の路線を引き継ぎながら、「要領案」全体が道徳主義的色彩をさらに強めていることを示しています。高校における道徳教育については、「全教師が協力して道徳教育を展開する」「学校の教育活動全体を通じて行う」ものとし、各学校で全体計画を作成することを義務づけています。道徳教育を改悪教育基本法で示された目標を達成するための中心的な活動と位置づけるものであり、「愛国心」など国が定めた特定の価値観を高校生に強制するものです。憲法の問題に照らして許されるものではありません。こうした内容を入れ込もうとしている「地歴」「公民」「体育」「芸術」「特別活動」など、各教科や領域での批判的検討が重要な課題です。

（3）「要領案」は現行学習指導要領と同様に「生きる力」を強調しています。生きる力そのものは否定しませんが、「要領案」に述べた「生きる力」ほど社会の実態とかけ離れた中身の無い、

かつ危険な言葉はありません。教育においても競争と「自己責任」のかけ声のもと、偏差値による輪切りと高校の格差と差別化が広がっています。また働くルールを公然と無視し、若者をモノのように使い捨てていく社会がつくられてきました。貧困の増大と格差社会のゆがみは多くの人が指摘するところです。こうした社会を容認したもとの強調される「生きる力」とは、「過酷な社会に耐えて生きよ」「つらくても我慢せよ」とする価値観を若者に押しつけていることに他なりません。

私たちは、いま高校生に求められる生きる力とは、科学的な見方・考え方と批判力で社会の矛盾や解決の方向を見いだす力であり、そのためにたくさんの人と共同・連帯する力です。そのためには、高校生の意見表明や参加の機会を保障することこそが大切なのであり、特定の価値観を押しつけることは、彼らの「人格の完成」にきわめて有害なものです。

(4) 卒業までに修得する単位数は74単位で現行と変更はありません。しかし、全日制における週当たりの授業時数は「30単位時間を標準」としながら、必要があれば「これを増加することができる」として、学校の判断によって授業時数を増やせることを明文化しました。現行では「30単位時間を標準とする」としながら、30単位時間を超えた弾力的な教育課程編成を認めてきました。これが「特色づくり」の名のもとに学校間の競争をあおり、「7限授業」や「土曜授業」を際限なく拡大してきたことは周知の事実です。本年1月17日の中教審答申では「土曜日の活用」を強調しています。この規定がそうした風潮をいっそう加速させるものであり、「詳細な事項は扱わない」という「はどめ規定」の原則削除とともに、高校教育のいっそうの差別化・複線化をおしすすめるものです。

(5) 修得単位数とならんで「弾力化」の柱としていた「選択必修」(複数科目の中から選択的に必修科目を履修する)では、「共通性と多様性のバランスを重視」するとして、国語・数学・外国語に共通必修履修科目を設定しました。現行ではすべての高校生が共通して履修する科目は「体育」「保健」だけになっていました。しかし共通必修履修科目が復活したからといっても「選択履修」の原則は変わらず、すべての高校生に身につけさせたい共通の基礎・基本の重視という考えを放棄した現行学習指導要領の考えは変わっていません。「バランス」論を持ち出すこと自体が、「多様化」「弾力化」路線の破綻を示すことに他なりません。

(6) 「要領案」では、学校現場のとりくみを反映した記述も見られます。たとえば、「学習の遅れがちな生徒」に対して踏み込んだ配慮と工夫を強調し、「障害のある生徒」への援助などについて新たに項目をおこし、具体的に記述しています。これ自体は基本的に評価できるものですが、問題は文部科学省がそれに見合う教育条件の整備に本気がどうかという点です。OECD加盟国で最低水準に落ち込んだ教育予算をどう改善していくかが問われます。

また、今回の改訂で初めて部活動について記述していることも注目されます。「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」との位置づけを明記しました。中学校の新学習指導要領に部活動が明記されたことに関連して、日高教が文部科学省と行った意見交換では、「生徒の自主的、自発的な参加」で行われる部活動の位置づけは「従来と変わらず生徒の自主的な活動である」と確認しています。同時に、部活動が教職員の長時間過密勤務の要因の一つになっていることから、早急な条件整備が求められる課題です。

(7) 「要領案」を報道した各紙では、英語の授業について「授業は英語で行うことを基本とする」としたことを大きく取り上げています。英語の学力をどう高めるかという議論は大切ですが、学校や生徒の実態、少人数編成など教育条件の整備、教員の研修問題などを横に置いて頭ごなしにおしつけてくる姿勢は問題です。

3．私たち日高教は全国の教職員に次のことを呼びかけます。

(1) すべての学校で「要領案」を学習する機会を持ち、オープンな議論をすすめましょう。文部科学省へのパブリックコメントに積極的に意見をあげましょう。教科等での批判的検討、「高校生にどんな学力が求められているか」の話し合いも重要です。

(2) 現行学習指導要領との対比だけでなく、以前からの教育課程編成の流れをおさえながら、常に子どもたちの実態と課題から出発し、学校にかかわる幅広い人々の協力、創意工夫を集めて教育課程づくりをはじめましょう。

(3) 教職員・子ども・父母とともに教育活動の検証をすすめましょう。「自分たちで学校をつくっていく」という観点から学校目標づくりをすすめるなど、開かれた「参加と共同の学校づくり」に位置づけて教育課程づくりをすすめましょう。

以 上